

<月次報告様式>

別表第2 令和8年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課 等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 4. 15	R8. 5. 11	○（武蔵野市○－○－○）に係る防火対象物使用届出書（昭和45年3月24日 武蔵野消防署予防課第35号）の平面図	6		●					●		●						（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課
2	R8. 4. 21	R8. 5. 11	○（千代田区○－○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年1月25日 神田消防署予防課第1194号）の鑑 2 工事整備対象設備等着工届出書（令和7年10月16日 神田消防署予防課第379号）の鑑 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和7年1月25日 神田消防署予防課第1195号）の鑑	3		●					●								（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 予防部 予防課

[illegible]

[illegible]

7	R8. 4. 27	R8. 5. 14	○（東京都世田谷区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 1 建築同意書類調査書（昭和45年6月22日 予防部予防課第834号）の1階平面図 2 防火対象物使用開始届出書（平成28年12月8日 世田谷消防署第247号）の1階平面図	5	●	●					●	●							（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課
---	-----------	-----------	--	---	---	---	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

8	R8. 4. 30	R8. 5. 14	○（中央区○ー○ー○）に係る消防用設備等設置届出書（昭和61年5月31日 京橋消防署予防課第3525号）	5		●						●		●							（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課
9	R8. 4. 24	R8. 5. 14	○（東京都中央区○ー○ー○）に係る電気設備設置（変更）届出書（令和8年2月19日 京橋消防署予防課第74号）の鑑	1		●						●									（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 予防部 予防課
10	R8. 4. 23	R8. 5. 18	○（新宿区○ー○ー○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（平成27年1月14日 四谷消防署新宿御苑出張所第52号） 2 防火対象物使用開始届出書（令和2年12月11日 四谷消防署新宿御苑出張所第28号） 3 防火対象物使用開始届出書（令和2年10月15日 四谷消防署新宿御苑出張所第18号） 4 防火管理者選任（解任）届出書（令和7年5月9日7四予（防）第196号）	16	●			●													実施機関で廃棄済み、又は届出がされた事実がないため、存在しない。	東京消防庁 予防部 予防課
11	R8. 4. 23	R8. 5. 18	○（東京都世田谷区○ー○ー○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（12月14日 世田谷消防署第337号） 2 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（昭和41年6月15日 世田谷消防署第126号） 3 防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（昭和41年12月14日 世田谷消防署第431号）（消防用設備等着工届出書含む（昭和41年11月26日 世田谷消防署第47号））	16		●						●		●							（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部 予防課

17	R8. 4. 30	R8. 5. 19	○（渋谷区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和8年2月12日 渋谷消防署予防課第2069号） 2 防火対象物使用開始届出書（平成26年5月30日 渋谷消防署予防課第313号）及びその検査結果書	56	●			●											実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部 予防課
18	R8. 4. 27	R8. 5. 20	○（新宿区〇ー〇）に係る消防用設備等設置届出書（昭和59年7月21日 牛込消防署予防課第289号）	9		●						●		●					（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課
19	R8. 4. 28	R8. 5. 21	○（東京都江東区〇ー〇ー〇）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成19年11月21日 深川消防署永代出張所第15号）に添付されている系統図及び平面図	4		●						●		●					（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課
20	R8. 4. 15	R8. 5. 21	○（品川区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 1 消防用設備等設置届出書（平成15年5月15日 高輪消防署予防課第256号） 2 消防用設備等着工届出書（平成13年12月18日 高輪消防署予防課第173号） 3 消防用設備等設置届出書（平成15年5月19日 高輪消防署予防課第263号）	373		●						●	●	●					（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条3号） 法人に関する情報で、公にすることにより、当該法人の事業運営上に地位その他の社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部 予防課

21	R8. 5. 1	R8. 5. 21	○（北区岸町○-○-○）に係る防火対象物使用（変更）届出書 その１（平成１０年９月２２日 王子消防署十条出張所第４-１ ○-○００９号）に添付されている２階平面図	2		●						●		●							（７条２号） 特定の個人を識別することはできないが、公に することにより、なお個人の権利利益を害する おそれがあるため （７条４号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗 等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全 を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課
22	R8. 4. 28	R8. 5. 21	○（新宿区○-○-○）に係る消防用設備等設置届出書（平成１ １年１２月２１日 新宿消防署予防課第８８２号）に添付されて いる配管系統図及び１階平面図	4		●						●		●							（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別すること ができるため （７条４号） 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され るおそれがあるため	東京消防庁 予防部 予防課
23	R8. 5. 13	R8. 5. 22	○（○ 豊島区○-○-○）消防用設備等着工届出書（昭和６０ 年１月３０日 池袋消防署予防課第７５号）	31		●						●		●							（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別すること ができるため （７条４号） 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され るおそれがあるため	東京消防庁 予防部 予防課
24	R8. 5. 12	R8. 5. 22	○（千代田区○-○-○）に係る防火対象物使用（変更）届出書 その１（平成４年２月２０日 神田消防署予防課第３９号）に添 付された鑑並びに平面図、立面図及び断面図	13		●								●							（７条４号） 公にすることにより、犯罪の実行を容易にする など、使用者の安全を脅かすおそれがあると認 められるため	東京消防庁 予防部 予防課

[illegible]

27	R8. 3. 19	R8. 5. 26	○（品川区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１７年 2月１５日 品川消防署予防課 第１２２１号） 2 工事設備対象設備等着工届出書（平成１７年5月１６日 品 川消防署予防課第5７号） 3 工事設備対象設備等着工届出書（平成１７年5月１１日 品 川消防署予防課第5０号） 4 消防用設備等着工届出書（平成１６年7月１４日 品川消防 署予防課第１１１号） 5 消防用設備等着工届出書（平成１６年7月7日 品川消防署 予防課第9８号） 6 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１７年 2月１５日 品川消防署予防課 第１２２１号） 7 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成2８年 2月29日 品川消防署予防課 第１3０5号） 8 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１7年 5月27日 品川消防署予防課 第204号） 9 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１7年 2月10日 品川消防署予防課 受付自動火災報知設備・ガス漏 れ火災警報設備） 10 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１7年 2月10日 品川消防署予防 課第１188号） 11 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１7年 2月10日 品川消防署予防 課受付連結送水管設備） 12 消防用設備等着工届出書（平成１6年7月7日 品川消防署 予防課第93号） 13 消防用設備等着工届出書（平成１6年7月14日 品川消防 署予防課第113号） 14 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成17年 2月10日 品川消防署予防 課第1189号）	364	●	●							●	●								（7条2号） 法人に関する情報であって、公にすることによ り、当該法人の事業運営上の地位その他社会的 な地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、犯罪の実行を容易にする など、使用者の安全を脅かすおそれがあると認 められるため	東京消防庁 予防部 予防課
28	R8. 5. 13	R8. 5. 26	○（台東区〇ー〇ー〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書そ の1（昭和62年7月27日 日本堤消防署予防課第122号） に添付されている1階平面図	2	●							●		●							（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公に することにより、なお個人の権利利益を害する おそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗 等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安 全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課	

29	R8. 5. 20	R8. 5. 26	○（北区〇ー〇ー〇）に係る消防用設備等設置届出書（平成４年 5月２５日　王子消防署予防課第４０６０号）	9	●																東京消防庁 予防部 予防課	
30	R8. 5. 20	R8. 5. 26	○（港区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 １　防火対象物使用開始届出書の検査結果書（令和４年８月９日 4芝予（使）第６３６号） ２　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年８ 月２３日　芝消防署予防課第１６７２号）の鑑及びその検査結果 書（令和４年８月２３日　4芝予（設）第１６７２号） ３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年８ 月２３日　芝消防署予防課第１６７３号）の鑑及びその検査結果 書（令和４年８月２３日　4芝予（設）第１６７３号） ４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年８ 月２３日　芝消防署予防課第１６７４号）の鑑及びその検査結果 書（令和４年８月２３日　4芝予（設）第１６７４号） ５　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年８ 月２３日　芝消防署予防課第１６７５号）の鑑及びその検査結果 書（令和４年８月２３日　4芝予（設）第１６７５号）	9	●																東京消防庁 予防部 予防課	
31	R8. 4. 8	R8. 5. 28	○のうち、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに新規 登録された東京消防庁管内における○作成した一覧	140	●						●				●						（７条１号） この情報は、防衛省及び自衛隊の施設の構造、 性能に関わる情報であって、建物の用途や建設 途中に限らず、公にすることにより当該施設の 防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害 する恐れがあることから、行政機関の保有する 情報の公開に関する法律第５条第３号に基づき 不開示とされる部分であるため （７条４号） テロ等の犯罪の標的となるおそれがあり、犯罪 の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障 を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁 予防部 予防課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

44	R8. 5. 1	R8. 5. 14	○(東京都渋谷区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和4年10月6日4渋谷(報)第2425号)	15		●							●							(7条3号) この情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため、条例第7条第3号に該当する。	東京消防庁 予防部 査察課
45	R8. 5. 13	R8. 5. 18	○(東京都武蔵野市○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年9月12日7武吉(報)第144号)	1		●															東京消防庁 予防部 査察課
46	R8. 5. 12	R8. 5. 21	○(文京区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年7月16日6小予(報)第419号)	8		●							●							(7条2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益が損なわれると認められるものであるため、条例第7条第2号に該当する。	東京消防庁 予防部 査察課

[illegible]

48	R8. 3. 30	R8. 5. 25	○（東京都渋谷区〇丁目〇番〇号、〇号、〇号、〇号、〇号）に係る以下の公文書 １　立入検査結果通知書 (1) ○（平成２７年１月２８日実施） (2) ○（平成２７年３月１６日実施） ２　改修（計画）報告書 (1) ○（平成２８年１１月２９日２８渋予（改）第１３９号）) (2) ○（平成２８年１１月２９日２８渋予（改）第１４０号）) ３　防火対象物点検結果報告書 (1) ○（令和７年１２月２５日７渋恵（対）第４７２号） (2) ○（令和７年１２月２５日７渋恵（対）第４７７号） (3) ○（令和６年１月１２日５渋予（対）第２３１３号） (4) ○（令和６年１月１２日５渋予（対）第２３１４号） (5) ○（令和６年１月１２日５渋予（対）第２３４０号）	54			●													（７条３号） この情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため、条例第７条第３号に該当する。	東京消防庁 予防部 査察課
49	R8. 5. 14	R8. 5. 27	○（東京都新宿区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和７年１２月２３日７新予(報)第２１６９号)	18			●													（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条３号） この情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため、条例第７条第３号に該当する。	東京消防庁 予防部 査察課
50	R8. 5. 14	R8. 5. 27	○（東京都新宿区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書（直近２年のもの）	0				●												廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁 予防部 査察課
51	R8. 5. 13	R8. 5. 28	○（東京都新宿区〇丁目〇番〇号）に係る防火対象物点検結果報告書	0				●												当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部 査察課

52	R8. 5. 14	R8. 5. 25	○(東京都町田市○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年11月18日7町予(報)第1682号)	9		●						●							(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。	東京消防庁 予防部 査察課
53	R8. 5. 18	R8. 5. 28	○(東京都板橋区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年1月19日5板予(報)第1614号)	22		●						●							(7条3号) この情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため、条例第7条第3号に該当する。	東京消防庁 予防部 査察課
54	R8. 5. 18	R8. 5. 28	○(東京都目黒区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	0				●											廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁 予防部 査察課
55	R8. 5. 19	R8. 5. 28	○(東京都千代田区○町○番○号)に係る最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年11月20日7麹予(報)第812号)	5	●															東京消防庁 予防部 査察課
56	R8. 5. 19	R8. 5. 28	○(東京都千代田区○番○号)に係る防火対象物点検結果報告書	0				●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部 査察課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

71	R8. 3. 16	R8. 5. 14	火災調査書類（令和８年５月１４日８予調第７６号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、現場見分調査書及び鑑識見分調査書	18		●														（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課
----	-----------	-----------	--	----	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

72	R8. 3. 31	R8. 5. 25	火災調査書類（令和8年1月27日7志予第413号）のうち、 火災調査書、出火原因判定書及び現場見分調査書	71		●					●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課
73	R8. 4. 1	R8. 5. 25	火災調査書類（令和8年3月30日7渋予第656号）のうち、 火災調査書	2		●					●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課

74	R8. 4. 3	R8. 5. 28	火災調査書類（令和8年3月26日7矢六第162号）のうち、火災調査書及び出火原因判定書	6	●												（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課
----	----------	-----------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

[illegible]

[illegible]

[illegible]